

下水道用グラウンドマンホールふた等認定基準及び認定申請関係

1. 目的

伊賀市の公共下水道事業等において使用する、下水道用グラウンドマンホール及び公共枳（硬質塩化ビニル製ふた、鋳鉄製防護ふた）を認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については製造工場ごとに申請し下記の条件を満たすものとする。

- ① （公社）日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- ② 伊賀市上下水道事業管理者に認定申請書を提出し、その内容が適正と認められること。
- ③ 伊賀市の下水道用グラウンドマンホール性能規定書及び公共枳（硬質塩化ビニル製ふた、鋳鉄製防護ふた）性能規定書に適合し、伊賀市が行う製品検査に合格すること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

4. 認定期間

認定期間は認定日から2年経過後の3月31日以降、継続の意思がある場合は、3年毎に更新する。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

6. 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において下記の事項が生じたときは、伊賀市の認定を取り消すものとする。

- ① （公社）日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- ② 認定申請の内容が履行されなかった場合
- ③ 不正や反社会的な事実が認められた場合
- ④ 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取り消しを行なうことがある。

7. その他

- ① 伊賀市は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることがある。
- ② 合格した製品の納入後であっても、伊賀市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- ③ 伊賀市が行う材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- ④ この基準に疑義が生じた場合は、書面（質疑書）にて内容提示の上、伊賀市の指示または両者の協議により解決するものとする。

8. 提出書類

別表 1 認定申請事務処理の流れにより提出書類は次のとおりとする。

【申請】

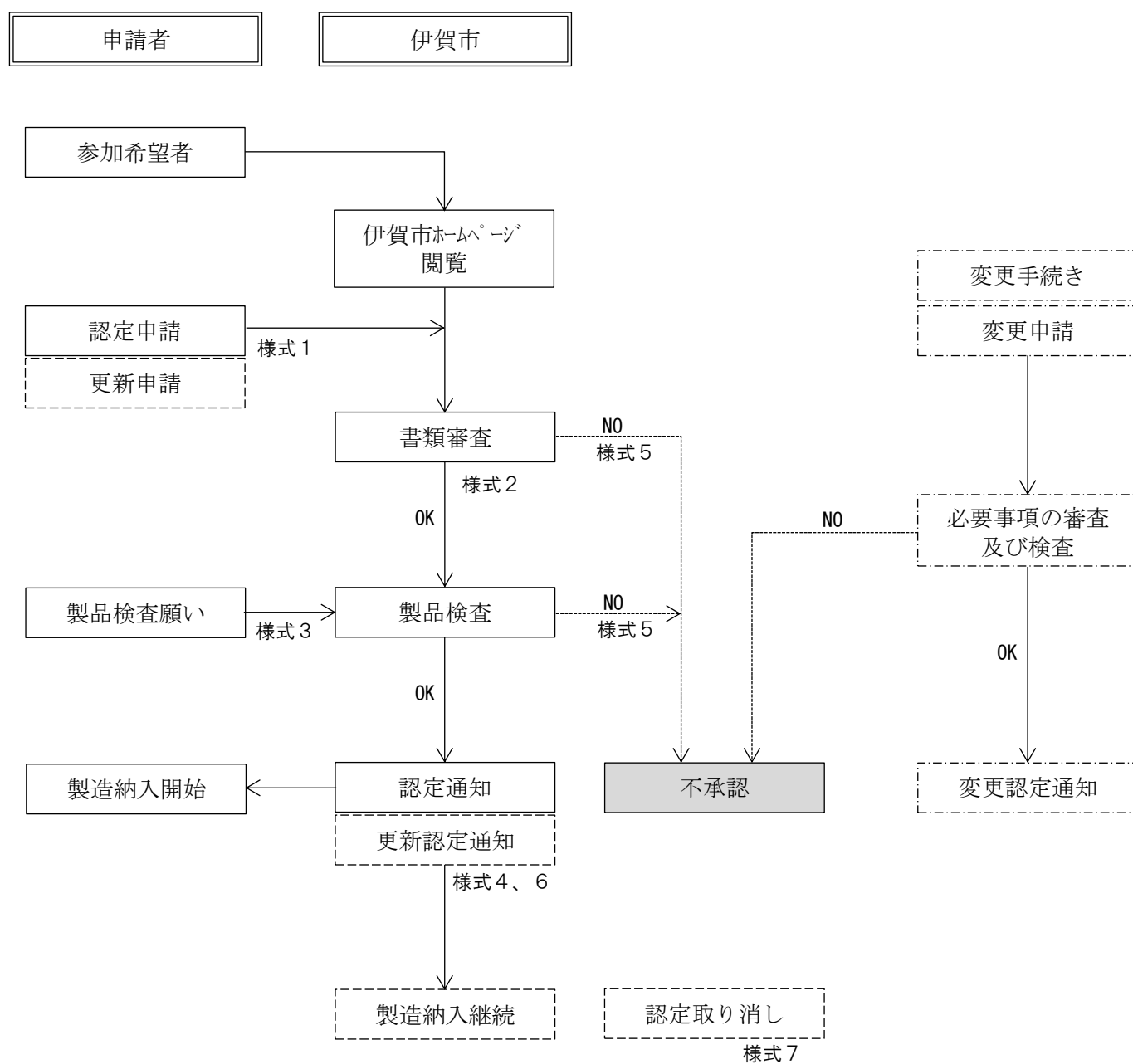
提出書類は A4 とする。

- ① 認定申請書（様式 1）
- ② 申請図面（2 部）
- ③ 製造工程図
- ④ 製品の製造状況を明示したもの
- ⑤ 製品の製造等に係る材料の内訳を明示したもの
- ⑥ 製品の出荷、輸送体制を明示したもの
- ⑦ 日本工業規格表示許可書の写し
- ⑧ （公社）下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
- ⑨ 品質管理体制表及び社内検査体制表
- ⑩ 緊急時連絡体制表（クレーム時・事故時・災害時等）
- ⑪ その他伊賀市が必要と認めた書類

【検査報告】

検査報告書（状況写真添付）

認定申請事務手続きの流れ



注. 更新手続きについては、認定申請手続きに準じる。